

随意契約理由書

工事名称：堺泉北港 泉北6区 助松コンテナターミナル ガントリークレーン改良工事

ガントリークレーンは、平成8年度に設置以降、助松コンテナターミナルにおける荷役作業において重要な役割を果たす機器であり、安全かつ確実な運転を行うため、機器の機能維持を確実に行う必要があります。

本工事は、高潮時に浸水しないよう、ガントリークレーンに付帯する設備機器を浸水レベルより高い位置に移設するものです。

当該ガントリークレーンは特殊で複雑な設備であるため、改良工事を実施するにあたっては、機器の詳細な構造を把握し改良に係る知識及び技術を有していることが必要であります。

以上の事由から、当該クレーンを設計、製作、据付し、また、同機器の維持管理に携わってきた三井造船株式会社より事業継承した株式会社三井E&Sマシナリー関西支社以外に本工事を遂行できるものがないため、同社より見積りを徴取することとし、その見積り価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結するものです。

なお、本府財務規則第62条の規定に基づき複数の者から見積りを徴取すべきところですが、本件は上述のとおり、株式会社三井E&Sマシナリー関西支社でなければ施工できないものに該当することから、同規則の運用第62条関係第2項第1号（特定の者でなければ履行できないもの）の規定により、比較見積りの徴取を省略するものです。